

予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：工鉱業振興費

事業名 新 ヘルスケア製品の地産地消導入支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 新産業・エネルギー振興課 成長産業係 電話番号：058-272-1111 (内 2935)

E-mail：c11353@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 21,000千円 (現計予算額：0千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	21,000	0	0	0	0	0	0	0	21,000
決定額	21,000	21,000	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県は、自動車や航空機、地場産業等の分野で培った高度なものづくり技術を有する県内企業等を対象に「ヘルスケア (医療福祉機器)」等の成長産業分野への新規参入・事業拡大の促進を図っている。

県内企業の多くは大手よりも企業名や製品が認知されていないため、新規参入の実績がなく、市販後は医療保険等の対象とならず自費購入扱いとなる等の理由で、県内病院・施設や県民への導入はあまり進んでいない。このため、県内企業が事業化後の競争優位性を構築し、市場を獲得するための支援が必要である。

(2) 事業内容

県内企業が新たに開発して製造・販売するヘルスケア製品を、モニター価格で県内病院・福祉施設や県民に販売し、通常売価との差額の一部を補助することにより、開発した機器の普及・改良を促進し、コロナ社会をきっかけとした企業の新ビジネス展開の支援、医療福祉関係者の負担軽減、県民の安心・安全の確保を図る。

【補助制度の概要】

- ・補助対象者 県内に本社または事業所等がある企業等（岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの会員であること）
- ・補助対象物 補助対象者が自ら開発し、製造する医療・福祉機器のうち事業化後4年以内であり、かつ電気・電子あるいは情報技術により自動化した機器あるいはシステムであるもの。
- ・補助率 通常価格とモニター価格との差額の2/3以内
- ・補助限度額 7,000千円

(3) 県負担・補助率の考え方

「岐阜県成長・雇用戦略」に位置付けた、成長産業分野における企業支援事業であり、積極的に推進する必要がある。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	備 考
負担金、 補助金及 び交付金	21,000	県内企業等がヘルスケア製品を県内病院・福祉施設や県民へモニター導入する際の販売補助：5件 4,200千円×5件
合計	21,000	

決定額の考え方

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県では、「岐阜県成長・雇用戦略」において「医療福祉機器分野」を成長産業分野に位置付けており、重点的に支援を図ることとしている。

(2) 国・他県の状況

中部経済産業局では、医療・介護・健康機器の開発等支援として、①医療機器に重点を置きつつ、予防、介護、福祉機器、サービス等、領域の広いヘルスケア産業の創出に向けてきめ細かく支援、②予防～診断～治療～予後・介護の各フェーズにおけるAI、IoT等デジタル活用に重点を置きつつ、取組を進めることを掲げている。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	ヘルスケア製品の地産地消導入支援事業費補助金
補助事業者（団体）	県内に本社または事業所等がある企業等（岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの会員であること） （理由）県内企業等のヘルスケア産業への新規参入・事業拡大を目指すため
補助事業の概要	（目的）県内企業が新たに開発して製造・販売するヘルスケア製品を、通常売価との差額の一部を補助するモニター価格で県内病院・福祉施設や県民に販売し、開発した機器の普及・改良の促進を図る。 （内容）県内企業等ヘルスケア製品の県内病院・福祉施設や県民へのモニター販売に対して補助する。
補助率・補助単価等	定額・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （内容）通常売価とモニター価格との差額の3分の2以内 （理由）新たなヘルスケア産業の創出に対し予算の範囲内での支援（助成事業の率を参考）
補助効果	県産ヘルスケア製品の県内病院・福祉施設等へのモニター導入の増加により、企業は普及実績と併せて、評価結果を基とする製品の改良等が実施でき、保険対象への申請等、市場での競争優位性を構築できる。また、医療福祉関係者は、作業を効率化する医療システム等を利用でき、作業負担を軽減できる。また、県民や質の高い福祉機器等を安価に利用できる。
終期の設定	令和3年度（1年間の限度措置）

（事業目標）

- ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか
医療用機械器具・医療用品製造業製造品出荷額等の増加

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H29年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
医療用機械器具・医療用品製造業製造品出荷額等 [県工業統計調査]	138 億円	148 億円	150.5 億円

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度(要求)
補助金交付実績	千円	千円	千円	千円	(要求額) 21,000千円
指標目標				億円	148億円
指標実績				(推計値)	(推計値)
指標達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

--

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
ものづくり企業が初めてヘルスケア製品を販売する際には、販売ルートがない場合が想定されるため、販路拡大に向けた支援も併せて実施する必要がある。

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○ 新たなヘルスケア製品を県内病院・福祉施設等へ導入するには、保険不適用価格や認知度の低さを解消するため、県内企業等のビジネス・チャンスの創出に向けた積極的な支援を県が行うことが必要不可欠である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価)	

(事業の見直し検討)

優れた県内ヘルスケア製品を持つ県内企業等の経営状況等を考慮し、新たなビジネス・チャンスの創出に向けた更なる支援方法の検討が必要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)
県内企業がヘルスケア製品を新規に開発し、これらが事業化した際には、各々に対し、事業化後の競争優位性を構築し、市場を獲得するための支援を、翌年度以降も実施する必要がある。

